

更なるごみ減量に向けた
3 Rの取り組みについて

答 申

平成 26 年（2014 年）6 月

練馬区循環型社会推進会議

目 次

	ページ
はじめに	1
1 練馬区の資源・ごみの現状	2
（1）資源量・ごみ量の推移	2
（2）リサイクル・清掃事業に係る経費の推移	5
（3）3Rについての取り組み	8
2 3Rの取り組みについての課題	10
（1）ごみ減量目標に係る課題	10
（2）ごみの排出状況等からの課題	11
3 更なるごみ減量に向けた3Rの取り組みへの提言	18
（1）家庭ごみにおける生ごみの減量	18
（2）製品プラスチックの分別の徹底	19
（3）大型生活用品リサイクル情報掲示板の活用	20
（4）雑紙（ざつがみ）の資源回収の周知	21
（5）不燃ごみで排出される金属類の回収	22
（6）古着・古布の回収方法の見直し	23
（7）集団回収に対する支援の拡大	24
（8）事業系ごみの適正排出および発生抑制	25
（9）街区路線回収の改善	26
おわりに	27
巻末資料	
諮問文	29
第7期練馬区循環型社会推進会議 委員名簿	31
第7期練馬区循環型社会推進会議 審議経過	32

凡例

本答申の数値の単位未満については四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

はじめに

練馬区では、平成 23 年 3 月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、更なるごみ減量を目的とし、「練馬区第 3 次一般廃棄物処理基本計画」(平成 23 年度～32 年度)を改定しました。

この計画では、平成 32 年度における区民 1 人 1 日あたりのごみ量の目標値を平成 21 年度の 551 g から 15%減量した 470 g としています。

ごみを減量することは、ごみ処理の過程で使用する電気・ガスなどのエネルギーの削減やごみ収集・運搬にかかる費用も削減できます。

また、東京都が管理運営する最終処分(埋立)場の延命化を図ることができます。

練馬区における区民 1 人 1 日あたりのごみ量は、平成 22 年度は 546 g、平成 23 年度は 542 g、平成 24 年度は 528 g と減少してきましたが、ごみ量の減少は鈍化傾向にありごみ減量に対するより一層の施策が求められている状況にあります。

このような状況の中で、練馬区リサイクル推進条例に基づき平成 24 年 9 月に発足した本第 7 期練馬区循環型社会推進会議(以下「推進会議」という。)は、リサイクルの推進のための基本的事項や重要事項、リサイクル推進計画また廃棄物の減量および処理に関する基本的事項を審議するために設置された区長の附属機関であります。

平成 32 年度の目標値を達成するためには、区民一人ひとりが日常生活の中で、更なるごみ減量に向けたより一層のごみのリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)を実践していくことが不可欠です。

本推進会議は、区長より「更なるごみ減量に向けた 3 R の取り組みについて」という命題の諮問を受けたものです。

この諮問を受け本推進会議では、練馬区資源・ごみ排出実態調査結果や他自治体のリサイクル事業、区政モニターアンケートなどを基に分析を行い、区が取り組むべき施策について検討を行いました。

各委員が様々な視点から意見を出し合い、活発な審議を重ねた結果、本答申を行うものです。

この答申を踏まえ、区は環境に対する負荷の少ない循環型社会の形成を目指し、実施すべき施策の具体化に向け、取り組まれるよう要望します。

第 7 期練馬区循環型社会推進会議
会長 山谷 修作

1 練馬区の資源・ごみの現状

(1) 資源量・ごみ量の推移

区では、循環型社会の形成に向けてごみの減量および環境負荷の軽減に努めており、ごみ減量へとつながる施策を実施しています。

平成 24 年度の資源回収量は 44,905 t で、練馬区第 3 次一般廃棄物処理基本計画(以下、「一廃計画」という。)の基準年である平成 21 年度の回収量 44,678 t とほぼ横ばいの状況です。(図 1 参照)

収集ごみ量は、平成 24 年度は 136,811 t で、平成 21 年度の 142,182 t と比較して、3.9%減少しています。(図 2 参照)

集積所の数は、平成 24 年度末で 29,581 か所あります。その他に高齢者や障害者世帯の戸別訪問収集は 1,060 か所あります。

平成 23 年 4 月から紙パックの回収方法を見直し、より区民が資源回収に協力できるよう従来の区立施設等での拠点回収のほかに集積所回収も開始しました。その結果、回収量は平成 21 年度の 41 t から、平成 24 年度には 67 t と大幅に増加しました。(表 1 参照)

平成 25 年 4 月に小型家電リサイクル法が施行されましたが、区はそれ以前から「都市鉱山」と言われるほど様々な有用金属を含んでいる小型家電に注目していました。平成 23 年 9 月から貴重な金属を含んでいることや効率よく回収できることから、小型家電 9 品目(携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、卓上計算機、AC アダプター)の回収を開始しました。

また、粗大ごみの減量にも取り組んでおり、平成 23 年 9 月に粗大ごみから金属類を分解して回収する事業を、平成 24 年 3 月に布団を資源化する事業を開始しました。

さらに、平成 24 年 11 月、12 月には、蛍光管の拠点回収を実施しました。古着・古布については、拠点で回収しています。平成 21 年度の回収量は、573 t でしたが、平成 24 年度は、507 t の回収量でした。

びん・缶・ペットボトルについては街区路線回収という方法により、回収場所にコンテナや回収用袋を置いて回収しています。回収場所の数が平成 21 年度末の 10,836 か所から、平成 24 年度末は 12,289 か所へと約 1,500 か所増加し、区は区民が排出しやすい環境を整えています。

さらに区では、集団回収の実施団体の拡充に取り組んでいます。集団回収による回収量は、平成 21 年度は、9,020 t でしたが、平成 24 年度は 11,732 t で、約 2,700 t 増加(30.1%増)しました。

また、行政回収と集団回収を合わせた資源回収量に占める集団回収の割合は平成 21 年度に 20.2%でしたが平成 24 年度は 26.1%となり、行政回収から集団回収への移行が進んでいると考えられます。

平成 21 年度末の集団回収の登録団体数は 366 団体でしたが、平成 24 年度末では 503 団体で 137 団体増加(37.4%増)しました。

図1 資源回収量の推移

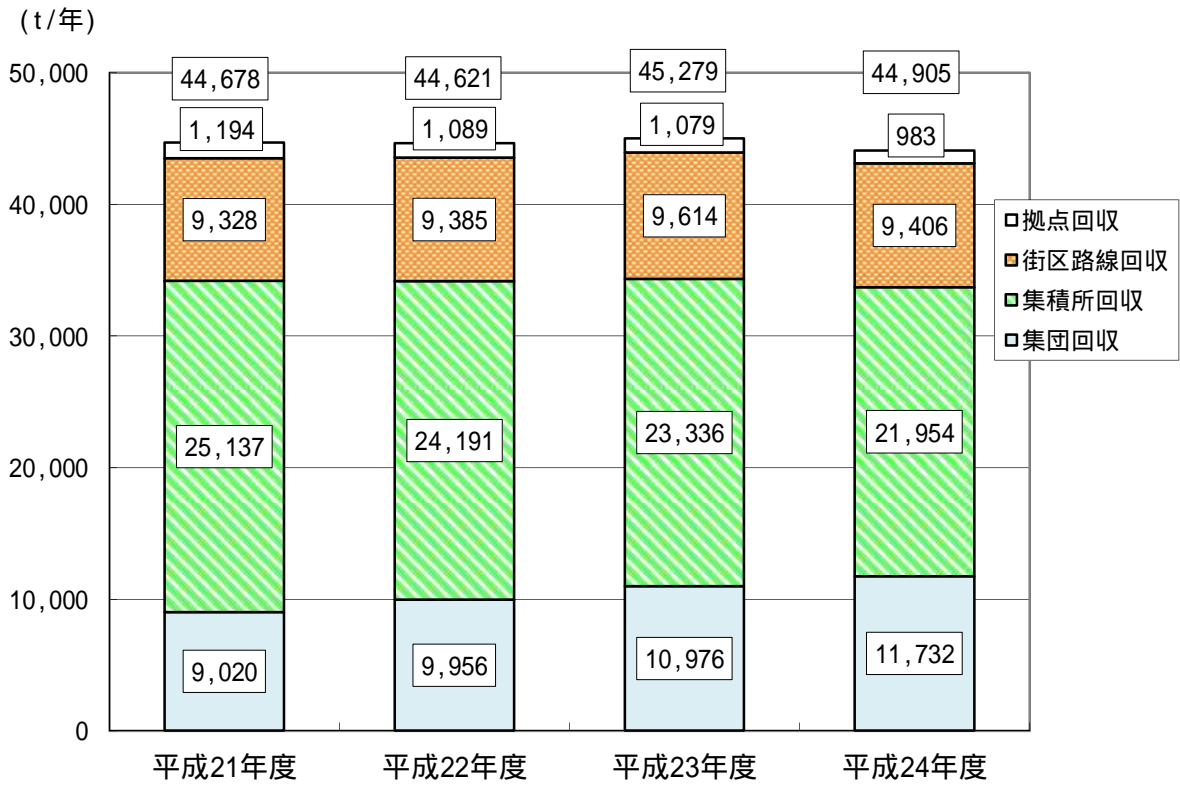


図2 ごみ収集量の推移

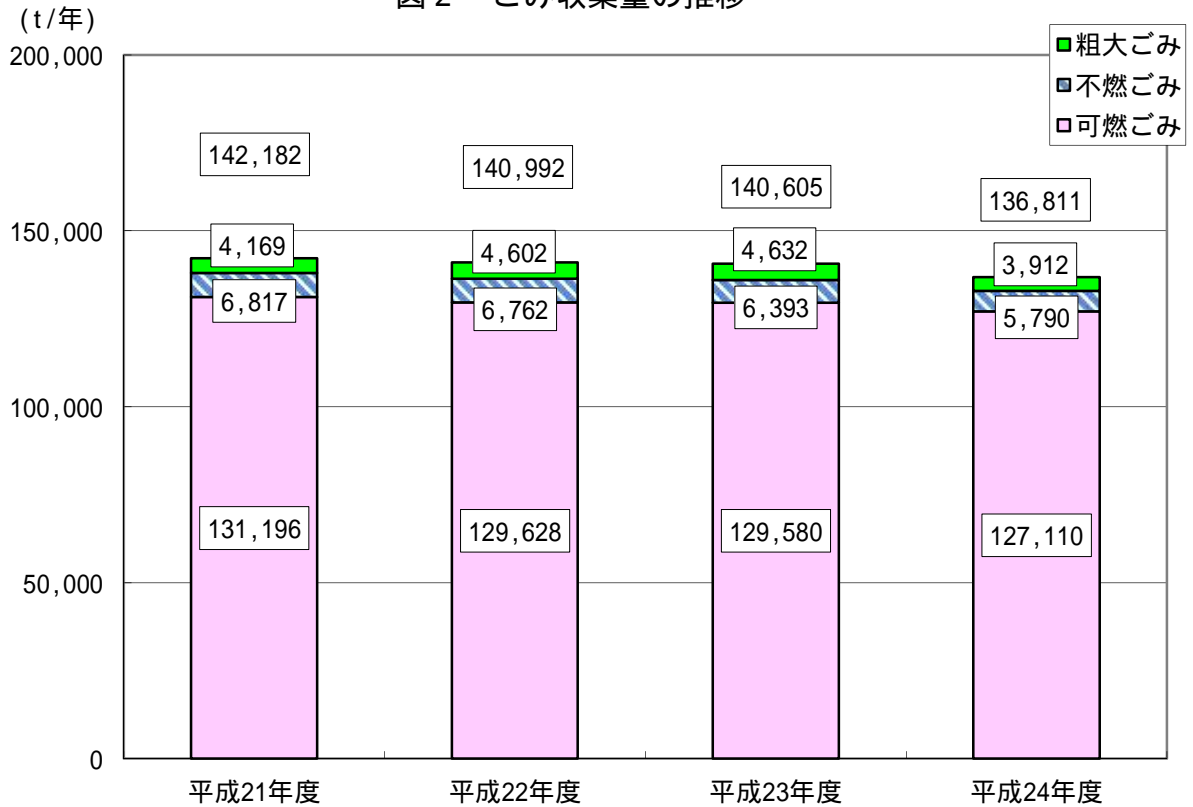


表 1 資源品目別回収場所・回収量（行政回収）

資源品目	回収場所	平成21年度 回収量（t）	平成24年度 回収量（t）
古紙	集積所	19,632	16,641
紙パック	集積所・区立施設 ・回収協力店	41	67
古着・古布	区立施設	573	507
缶	街区路線	2,220	2,060
びん	街区路線	5,381	5,359
ペットボトル	街区路線・回収協力店	2,186	2,322
乾電池	区立施設・回収協力店	101	91
容器包装プラスチック	集積所	5,505	5,275
使用済み食用油	区立施設	20	19
金属類			733
布団			97
小型家電（9品目）	区立施設		2
蛍光管	区立施設		1
回収量合計		35,658	33,173

平成 23 年 4 月 紙パックの集積所回収を開始
 平成 23 年 9 月 粗大ごみの中から金属類を資源として回収開始
 小型家電（9品目）を資源として回収開始
 平成 24 年 3 月 粗大ごみの中から布団を資源として回収開始
 平成 24 年 11 月・12 月 家庭から出た蛍光管の資源回収を実施

表 2 資源品目別回収量（集団回収）

資源品目	平成21年度 回収量（t）	平成24年度 回収量（t）
古紙	8,508	11,021
古着・古布	379	521
缶・金属類	131	189
びん	1	2
回収量合計	9,020	11,732

(2) リサイクル・清掃事業に係る経費の推移

区はごみの収集・運搬と資源回収を行っています。清掃事業における経費には、家庭ごみおよび事業系ごみの収集運搬費、中間処理費などの歳出があり、歳入は粗大ごみ処理手数料や事業系ごみ処理手数料などがあります。

リサイクル事業における経費には、びん・缶、ペットボトルなどの回収運搬費や選別・梱包費などの歳出があり、歳入には資源売却収入などがあります。

平成21年度の歳出は、清掃事業が78.8億円、リサイクル事業が29.4億円でした。歳入は、清掃事業が5.7億円、リサイクル事業が2.1億円でした。(表3参照)平成24年度の歳出は、清掃事業が70.1億円、リサイクル事業が33.3億円でした。歳入は、清掃事業が4.3億円、リサイクル事業が3.3億円でした。

主な増減理由は、清掃事業経費においては、東京二十三区清掃一部事務組合分担金(以下「一組分担金」という。)が6億7000万円減少したことによりです。一組分担金とは、23区が共同でごみの焼却等中間処理をするための経費で各区がごみ量に応じて支払っています。なお減少した理由は、23区の話し合いにより平成22年度からごみ量の算定方法が変更されたことによりです。リサイクル事業経費においては、街区路線回収の回収運搬費や選別・梱包費などの増額により5,700万円、集団回収の回収量増加による報奨金支給額が2,500万円増額したことによりです。

また、リサイクル・清掃事業における区民1人あたりの処理経費は、平成21年度は、13,628円であったものが、平成24年度には13,515円(1.0%減)となっています。

表3 歳出・歳入の比較

清掃事業	平成21年度	平成24年度	差引
歳出	78.8億円	70.1億円	8.7億円
歳入	5.7億円	4.3億円	1.4億円
差引	73.1億円	65.8億円	7.3億円
区民1人あたりの 処理経費	9,867円	9,283円	584円

リサイクル事業	平成21年度	平成24年度	差引
歳出	29.4億円	33.3億円	3.9億円
歳入	2.1億円	3.3億円	1.2億円
差引	27.3億円	30.0億円	2.7億円
区民1人あたりの 処理経費	3,761円	4,232円	471円

平成21年度の経費において大規模改修工事等(資源循環センター整備ほか)の臨時的経費は除いています。

区民1人あたりの処理経費は、(歳出 - 歳入) ÷ 練馬区の人口で算出しています。

ごみ・資源品目別の経費内訳は表4・表5のとおりです。

平成21年度と平成24年度の1tあたりの処理経費を比較してみると、ごみは微減となっており、資源は微増となっています。特に資源については、大幅に増減している品目があり、これは、資源の売却単価の増減に伴うことによります。

表4 ごみの種類別の経費内訳（平成24年度決算）

品目	収集量 (t)	歳出		歳入 (千円)	1tあたりの 処理経費 (千円/t)	参考：21年度 1tあたりの 処理経費 (千円/t)	
		収集運搬 (千円)	中間処理 (千円)				
合計	136,993	4,037,549	2,820,372	385,157	47.2	47.6	
内訳	可燃 (家庭系)	127,110	2,820,372		47.2	47.6	
	可燃 (事業系)			3,637,660			168,488
	不燃	5,790					
	粗大	3,912		381,347			216,669
	し尿	182		18,542			

歳出は収集運搬費・焼却等の中間処理費のみで普及啓発などの間接経費は除いていません。

表5 資源品目別の経費内訳（平成24年度決算）

品目	回収量 (t)	歳出		歳入 (千円)	1tあたりの 処理経費 (千円/t)	参考：21年度 1tあたりの 処理経費 (千円/t)	
		回収運搬 (千円)	中間処理 (千円)				
行政回収合計	33,173	1,737,479	727,311	330,500	64.3	63.2	
内訳	びん	5,359	368,438	128,170	612	64.6	63.4
	缶	2,060		43,701	60,324		
	ペットボトル	2,322	189,212	107,614	103,648	83.2	120.8
	紙パック	67	3,766	47,178	308	19.6	17.6
	古紙	16,641	403,884		126,797		
	古着・古布	507	4,226	0	9,587	10.6	58.2
	容器包装 プラスチック	5,275	738,100	395,043	26,117	209.9	201.8
	廃食用油	19	8,243	0	435	410.9	115.9
	乾電池	91	2,398	5,365	0	85.3	134.9
	金属類 (H23.9~)	733	6,770	0	2,346	6.0	-
	布団 (H24.3~)	97	7,540	0	102	76.7	-
	小型家電 (H23.9~)	2	5	0	224	109.5	-
	蛍光管 (H24.11~)	1	4,898	240	0	5,138.1	-
集団回収	11,732	事務費	報償費		/	/	
			登録団体	事業者			
		16,896	69,324	1,565	7.5	7.0	

歳出は回収運搬費・選別等中間処理費のみで普及啓発等の間接経費は除いています。

ペットボトルの歳入には、再商品合理化拠出金収入も含んでいます。

容器包装プラスチックの歳入は、再商品合理化拠出金収入です。

再商品合理化拠出金とは、ペットボトル・容器包装プラスチックの分別品質が良好なため特定事業者が当初想定していた再商品化費用が低減されたことで、その費用の低減に貢献した自治体に対し、余剰となった再商品化費用の一部を拠出金として配分される制度です。

集団回収において、平成23年4月から古着・古布の回収事業者への報奨金支給を開始しました。

(3) 3Rの取り組み

区は、リデュース (Reduce) : 発生抑制が最も優先され、次いでリユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) : 再生利用を進めるという3Rの考え方にに基づき、循環型社会の形成に向けて3R事業に積極的に取り組んでいます。

リデュース (発生抑制) について

生ごみ減量のために、家庭用生ごみ処理機・コンポストへの購入費助成事業およびコンポスト化容器のあっせんを行っています。

また、普及啓発用パンフレット「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」「ねりまの環」で、マイバッグ持参や生ごみの水切り等、リデュースについて呼びかけています。

リユース (再使用) について

収集した粗大ごみの中から再使用できる家具等は、簡易な修繕を行い、3か所のリサイクルセンターで展示・販売を行っています。

また、家庭で使用しなくなった大型生活用品を区民相互で有効利用してもらうため、15か所の区立施設に「大型生活用品リサイクル情報掲示板」を設置しています。品物の受渡しは、当事者双方の責任により行っています。

さらに家庭で使用しなくなった衣類・生活雑貨などを地域で再使用するリサイクル・マーケットの実施団体に対して、区は区報への開催日時等の掲載・公園使用許可等の支援を行っています。

リサイクル (再生利用) について

区は、集積所回収・街区路線回収・拠点回収において、古紙、びん・缶、ペットボトル、小型家電 (9品目) など資源13品目を回収しています。

また、区は事業者の排出責任として、事業活動に伴う廃棄物の再生利用を図るため、区立施設においても古紙等の資源回収を実施しています。

集団回収登録団体に対しても、回収量1kgあたり6円の報奨金を支給しています。

古着・古布を回収する区内事業者にも、1kgあたり6円の報奨金を支給しています。このほか、集団回収登録団体に用具の貸出しや区内資源回収事業者の紹介も行っています。

3Rを推進するために、区では環境教育の推進と普及啓発事業に力を入れています。清掃事務所では、区立小学校 (4年生対象) や区立幼稚園、区立保育園において「資源やごみの処理の流れ」についてパネルを使用して説明したり、実際に子供達に分別体験をしてもらう「ふれあい環境学習」を実施しています。

同様に、町会や自治会については、資源・ごみの分け方と出し方について青空集会を行い、ごみの減量とリサイクルについて理解を深めてもらっています。

また、普及啓発活動として、資源やごみの分別方法などを詳しく記載した冊子等の配布や、ねりま区報、区ホームページで、清掃・リサイクル事業の情報を発信したり、照姫まつり、エコスタイルフェアなどのイベントにも参加し、多くの人に清掃リサイクル事業への啓発活動を行っています。

さらに、練馬区資源循環センターと3か所のリサイクルセンターにおいても、環境やリサイクルに関する講座・講習会を開催することで、3Rへのより一層の理解を深めてもらうよう取り組んでいます。

2 3Rについての取り組みの課題

(1) ごみ減量目標に係る課題

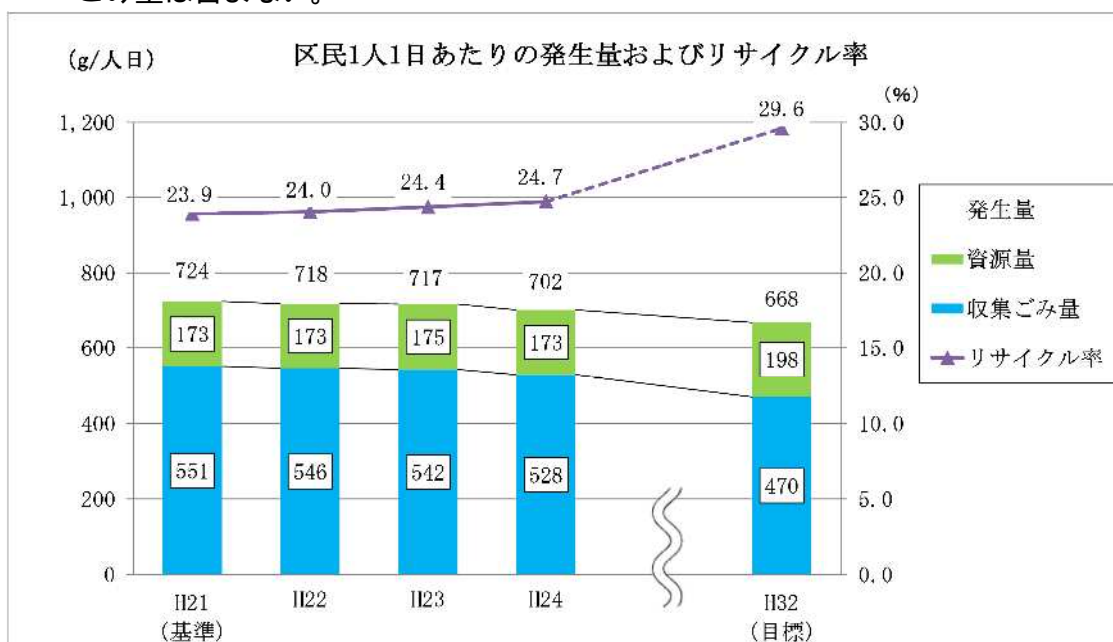
区は、平成23年3月に一廃計画を改定し、発生量や収集ごみ量などの目標値を設定しています。

目標達成までの進捗状況については、改定時に基準とした平成21年度と平成24年度の実績で比較してみると、資源量は横ばいとなっていますが、発生量、収集ごみ量および事業系持込ごみ量は減少しています。また、リサイクル率は、資源量を発生量で割り返して算出しているため、上昇しています。

しかし、目標達成に向けては、発生量で34g/人日、収集ごみ量で58g/人日の減量が必要となります。区は、環境負荷の少ない循環型社会を実現していくために、更なる「ごみ減量」が不可欠となることから、新たな施策を導入するなど、より一層の発生抑制策に取り組んでいくことが必要となります。

指標名	平成21年度 基準	平成24年度 実績	平成32年度 目標	平成24年度実績と 平成32年度目標との差	
区民1人1日 あたり (g/人日)	発生量	724	702	668	34(減らす)
	収集ごみ量	551	528	470	58(減らす)
	資源量	173	173	198	25(増やす)
リサイクル率(%)	23.9	24.7	29.6	4.9(上げる)	
事業系持込ごみ量(t)	25,083	24,813	25,919	1,106 (現時点で目標を達成)	

区民1人1日あたりのごみ発生量は、収集ごみ量と資源量の合計で事業系持込ごみ量は含まない。



(2) ごみの排出状況等からの課題

生ごみ

平成 24 年度練馬区資源・ごみ排出実態調査(以下「排出実態調査」という。)の結果では、可燃ごみのうち最も多い排出物は、「生ごみ」の 43.9%で、このうち、賞味期限切れなどで排出された「未利用食品」が 3.5%でした。

未利用食品については、適量な食品の購入などを周知することや賞味期限と消費期限を正しく理解してもらい、食品の無駄をなくすことでごみ減量化への意識を持ってもらうことが重要と言えます。

排出実態調査における可燃ごみに占める生ごみの割合

品 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
生ごみ	47.4%	45.7%	45.0%	43.9%
うち未利用食品	4.1%	3.5%	1.5%	3.5%

区では、生ごみの減量やリサイクルを推進するため、家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器の購入費の助成(2万円を限度に購入価格の2分の1まで)を行っています。また、コンポスト化容器については、あっせん価格で購入できる事業者の紹介をしていますが、助成件数、あっせん件数のいずれも減少傾向にあります。要因の一つとして、利用者アンケートによると、においがする、堆肥化しにくい、あるいは堆肥化したものを再利用できる場所がないといった理由が考えられます。今後、更なる利用の促進や、助成対象機種や助成金額の見直しなど、広く検討することが必要です。

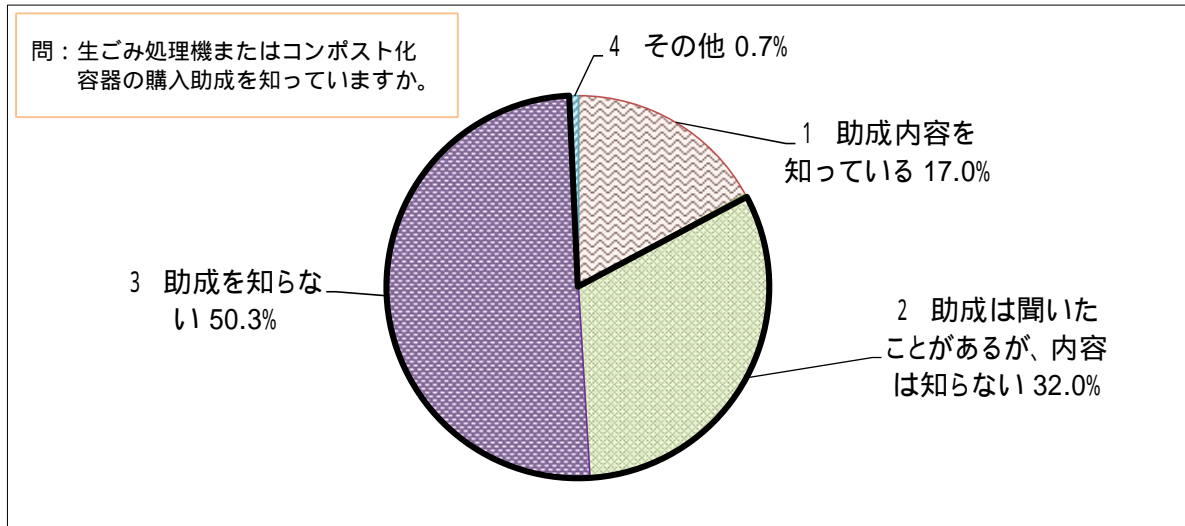
家庭用生ごみ処理機の助成、コンポスト化容器の助成・あっせん件数

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
家庭用 生ごみ処理機 (助成)	150 件	102 件	76 件	56 件
コンポスト化容器 (助成)	62 件	52 件	45 件	25 件
コンポスト化容器 (あっせん)	58 件	65 件	49 件	26 件
合 計	270 件	219 件	170 件	107 件

家庭用生ごみ処理機：機械式または手動式のもので、生ごみを乾燥させて減容化する。

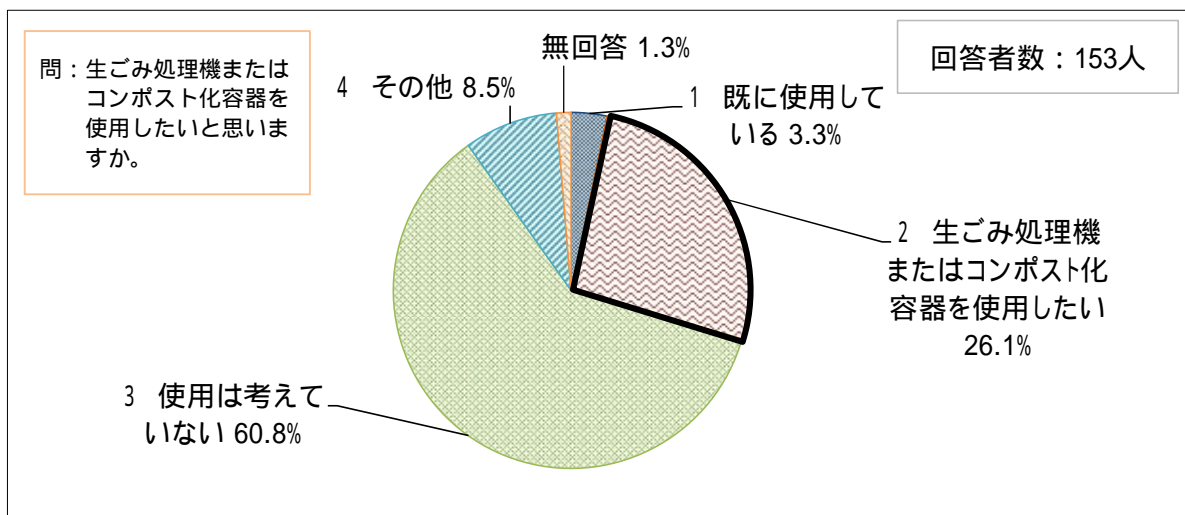
コンポスト化容器：バケツ型のプラスチック製または木製のもので、一部を庭に埋めて使用する。

平成 25 年度区政モニターアンケート（以下、「モニターアンケート」という。）では、「生ごみ処理機またはコンポスト化容器の購入費助成を知っていますか。」という問いに、「助成を知らない」が 50.3%と半数を超えています。また、「助成は聞いたことがあるが、内容は知らない」が 32.0%であり、合わせて 82.3%が助成内容を知らないとなっています。



また「生ごみ処理機またはコンポスト化容器を使用したいと思いませんか。」との問いには、「使用は考えていない」が最も多く 60.8%でしたが「生ごみ処理機またはコンポスト化容器を使用したい」は 26.1%となっています。

これらのことから家庭用生ごみ処理機・コンポスト化容器購入費助成等については、周知方法の工夫や助成内容等の検討が必要です。



雑紙（ざつがみ）

排出実態調査の結果では、可燃ごみとして排出された紙類のうち、リサイクルできる紙類の占める割合が、15.0%含まれていました。

特に、雑紙の占める割合は10.0%もあり、雑紙をリサイクルできることが、区民に浸透・定着しているとは言えません。

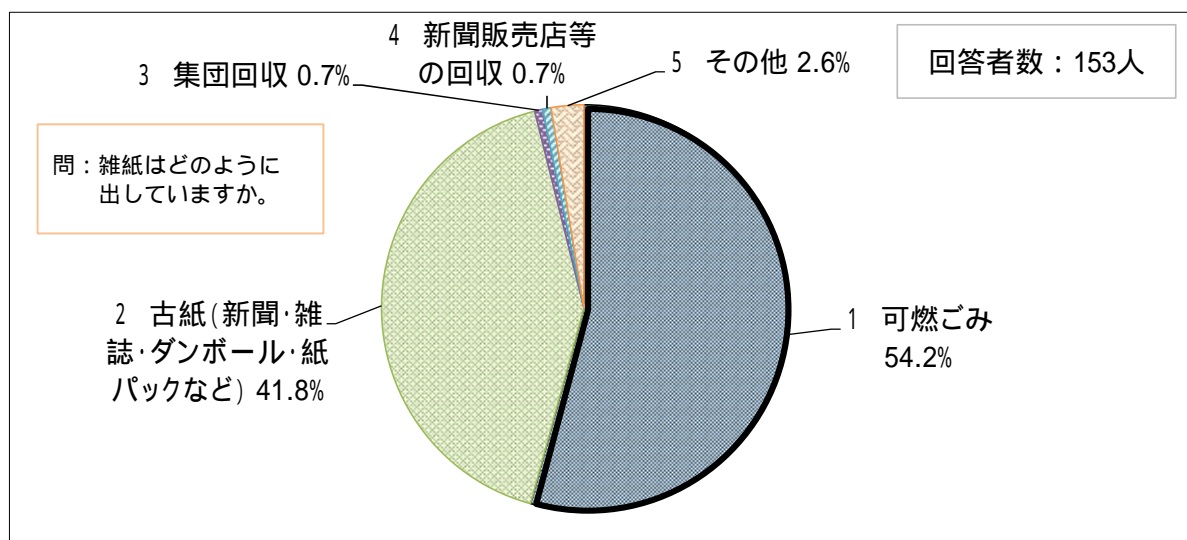
この排出割合からすると、可燃ごみ量 127,110 t (平成 24 年度)のうち 12,711 t の雑紙が可燃ごみとして排出されていることとなります。

排出実態調査における可燃ごみに占める紙類の割合

品 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
紙類	9.7%	11.2%	14.3%	15.0%
新聞	0.5%	1.1%	1.2%	0.7%
雑誌	1.1%	0.9%	2.2%	2.5%
ダンボール	0.8%	0.8%	1.0%	1.1%
紙パック	0.5%	0.5%	0.7%	0.6%
雑紙	6.8%	7.9%	9.2%	10.0%
チラシ・広告	1.4%	1.2%	1.5%	1.6%
紙製容器包装類	3.0%	3.6%	4.3%	4.6%
その他紙類	2.4%	3.1%	3.4%	3.8%

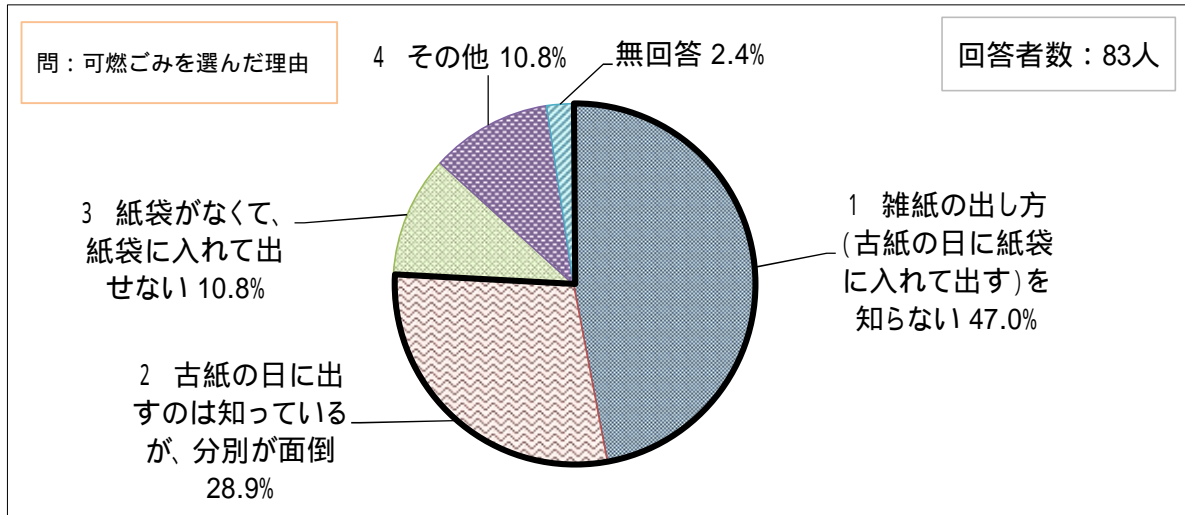
端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合がある。

モニターアンケートでは、「雑紙はどのように出していますか。」との問いに、「可燃ごみ」として出しているが 54.2%で半数以上も占めており、まだまだ雑紙を資源として回収できる余地があります。



また、「可燃ごみ」を選んだ理由については、「雑紙の出し方を知らない」が 47.0%で、「古紙の日に出すのは知っているが、紙袋に入れるなど分別が面倒」が 28.9%となっています。

区は、雑紙の正しい出し方、資源としての大切さを周知していくことが必要です。



古着・古布

排出実態調査の結果では、可燃ごみとして排出された繊維類のうち、正しく分別すれば資源としてリサイクルできる「古着・古布」が、2.2%含まれていました。

この排出割合からすると、可燃ごみ量 127,110 t(平成 24 年度)のうち 2,796 t が可燃ごみとして排出されていることとなります。

また、この量は、古着・古布の回収量 1,028 t(平成 24 年度)の 2.7 倍もあることから、回収量を増やせる可能性があります。

排出実態調査における可燃ごみに占める古着・古布の割合

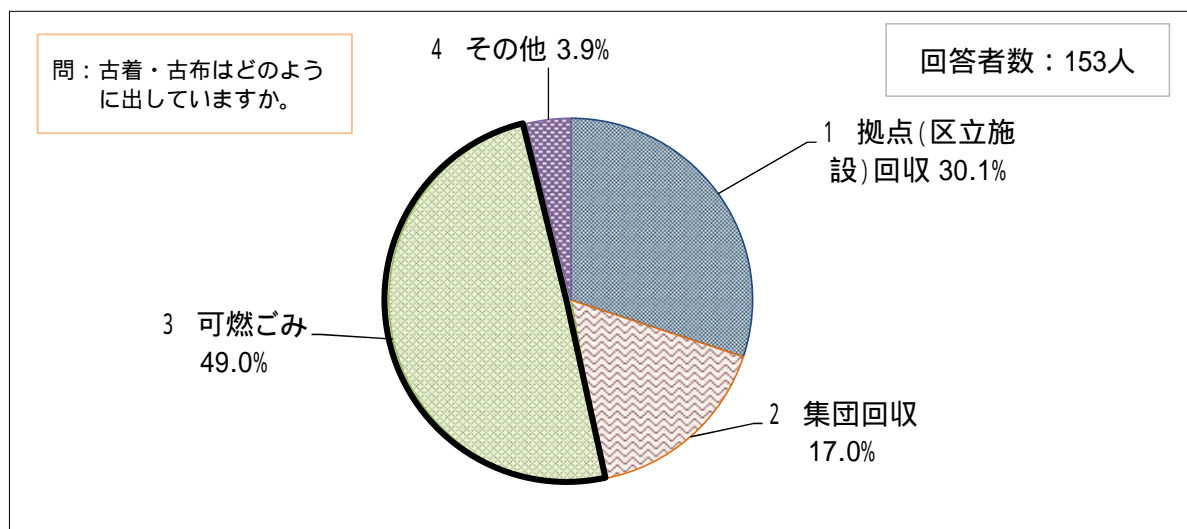
品 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
古着・古布	3.1%	3.7%	2.1%	2.2%

古着・古布の回収量

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
行政回収	573 t	552 t	557 t	507 t
拠点回収 (区立施設)	535 t	517 t	524 t	486 t
臨時回収	38 t	35 t	33 t	22 t
集団回収	379 t	417 t	490 t	521 t
合 計	952 t	969 t	1,047 t	1,028 t

モニターアンケートでは、「古着・古布はどのように出していますか。」という問いに、「可燃ごみ」に出しているが 49.0%であり、「拠点(区立施設)回収や集団回収」に出しているが 47.1%でした。

約半数が可燃ごみとなっており資源化されていない現状を踏まえると、回収方法の見直しも必要です。



金属類

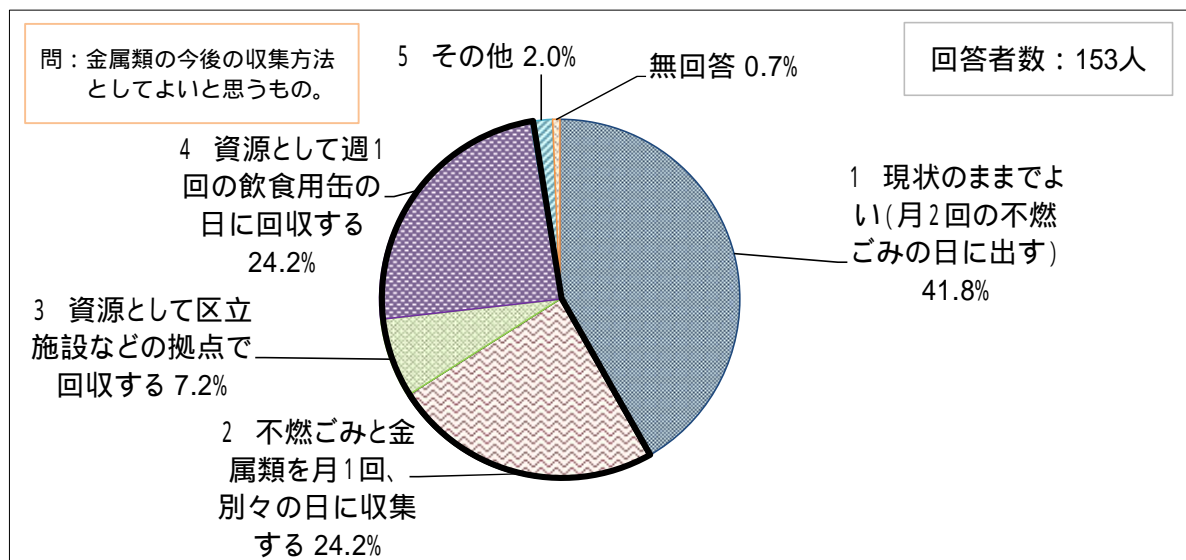
排出実態調査の結果では、不燃ごみのうち 30.0% が「金属類」でした。

この排出割合からすると、不燃ごみ量 5,790 t (平成 24 年度) のうち 1,737 t の金属類 (なべ、やかん、フライパン、小型家電等) が排出されていることとなります。

区では小型家電 (9 品目) については、平成 23 年 9 月から区内 5 か所 (平成 25 年 10 月現在 11 か所) にボックスを設置し回収に取り組んでいます。また、なべ、やかん、フライパンなどの台所から出る金属製品については、練馬区資源循環センターや 3 か所のリサイクルセンターで、持込みによる回収を行っています。しかし、回収場所や回収品目が限られていることから、金属類を資源として回収できずごみとして排出されていると思われます。

モニターアンケートでは、「不燃ごみは現在、月 2 回集積所で収集を行っています。不燃ごみの中に約 3 割の資源となる金属類が含まれています。この金属類について、今後の収集方法として、よいと思うものを 1 つ選んでください。」という問いに、「現状のままでよい (月 2 回の不燃ごみの日に出す)」が 41.8% でした。つぎに「不燃ごみと金属類を月 1 回、別々の日に収集する」と「資源として週 1 回の飲食用缶の日に回収する」が同じで 24.2% でした。

金属類を資源として回収する方が良いが半数を超える 55.6% となっており、金属類の回収方法の検討が必要です。

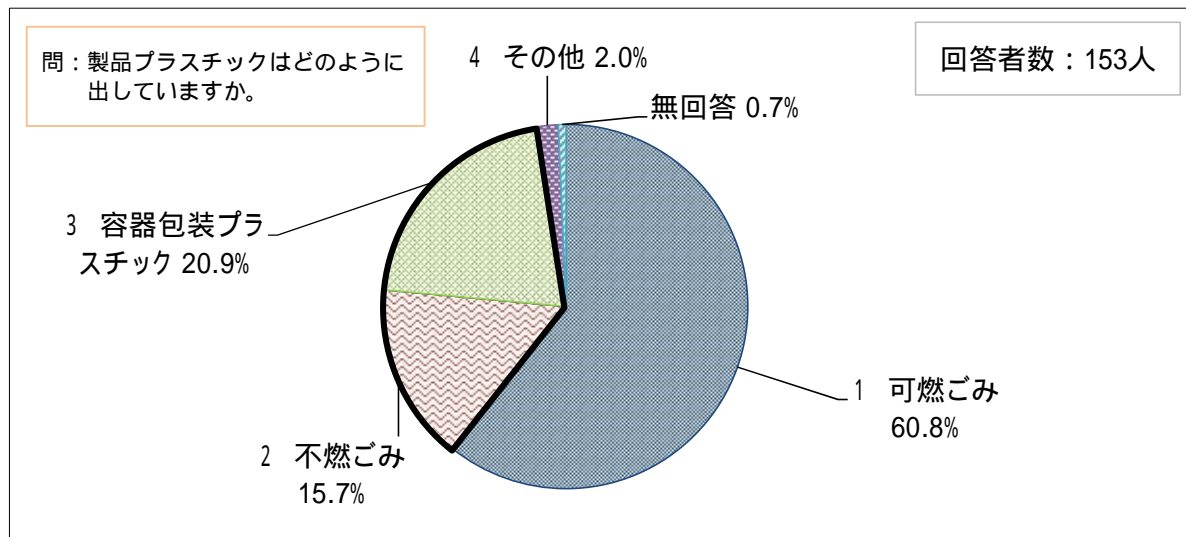


製品プラスチック

排出実態調査の結果では、不燃ごみの中に製品プラスチック（容器包装ではないプラスチック製の商品：歯ブラシ、おもちゃ、ビデオテープ、プラスチック製日用雑貨品等）が5.7%含まれていました。

また、モニターアンケートでは、「製品プラスチックはどのように出していますか。」との問いに、「可燃ごみ」として正しく出している人が60.8%いました。一方、「容器包装プラスチック」として出している人が20.9%、「不燃ごみ」として出している人が15.7%とまだ正しく分別されていない状況があります。

区は、平成20年10月にプラスチックごみをそれまでの不燃ごみから可燃ごみへと分別変更を行い、製品プラスチックは可燃ごみとなりました。5年が経過した今も36.6%の人が分別方法を誤っていることを踏まえると、効果的な周知方法の検討が必要です。



3 更なるごみ減量に向けた3 Rの取り組みへの提言

環境負荷の少ない循環型社会の形成には、第1にごみにしない・ごみを出さないリデュース(発生抑制)、第2にごみにしないで繰り返し使うリユース(再使用)、第3に資源として再生利用するリサイクル(再生利用)の順番で3 Rを推進することが必要です。

これまで区が行ってきたごみ減量への取り組み、排出実態調査結果、また、モニターアンケートによる区民の意見などを踏まえ、更なるごみ減量に向けた3 Rの取り組みについて、つぎのように提言します。

(1) 家庭における生ごみの減量

家庭で誰にでもできる簡単な減量方法の周知
家庭用生ごみ処理機・コンポスト化容器の普及啓発の推進および助成金額の見直し

生ごみは、家庭から排出されるごみの中で最も多い反面、最も身近に減量に取り組むことができます。

区は、各家庭で最も簡単にできるごみの減量方法を周知していくべきと考えます。

例えば、生ごみを捨てる前に「ひとしぼり」する水切りの実践です。生ごみの約75%は水分と言われており、その水分を5%でも減らせば、区の可燃ごみは年間約2,000tも減量することができると推計します。ごみの水分を減らすことで、臭いの発生を妨ぐことができ、またごみの収集・運搬の効率化を図ることができます。また、小分けされている商品(ばら売り商品)の購入など必要な量のみ購入する適量購入の呼びかけや、ごみを出さない調理法の普及啓発があげられます。

これらの取り組みや減量効果も含めて、区民に周知したり、ふれあい環境学習で子供たちに伝えていくことが必要と考えます。

次に区では、家庭用生ごみ処理機・コンポスト化容器の購入費助成事業およびコンポスト化容器のあっせん事業を行っていますが、モニターアンケートにあるように区民への周知は十分とは言えません。一方で、同アンケートでは26.1%の人が家庭用生ごみ処理機やコンポスト化容器を使用したいと回答しており、生ごみを積極的に減量したい、堆肥化することにより資源にしたいと考えている人がいます。このことから、周知方法の工夫や、利用方法を学べる講習会の開催、さらには、助成対象機種を消滅型の家庭用生ごみ処理機などへの拡大、助成金額の引き上げなど、広く検討することが必要です。



(2) 製品プラスチックの分別の徹底

分別することの意義や効果を含めた啓発活動の推進
容器包装プラスチックとの違いを明確にした分かり易い分別方法の周知

平成20年10月から廃プラスチックの分別方法が、不燃ごみから可燃ごみに変更になりました。区では容器包装プラスチックを可燃ごみでなく資源として回収し、製品プラスチックは可燃ごみで収集することになりました。分別変更から5年を経過している現在でも、モニターアンケートでは、製品プラスチックを不燃ごみとして出すと回答した人が15.7%で、容器包装プラスチックとして出すと回答した人が20.9%いました。

このように正しく分別されていない理由としては、区民が製品プラスチックを不燃ごみとっていたり、製品自体が例えば、CDのケースや弁当容器など容器包装プラスチックと似ていることやプラマーク表示がわかりづらいことが考えられます。

分別変更の意義は、製品プラスチックを不燃ごみから可燃ごみとして焼却することで減容化し、最終処分(埋立)場の延命化を図ることにあります。

区は、単に正しい分別方法を周知するだけでなく、分別の意義や効果も含めて区民に理解してもらえようような啓発をすることが必要です。具体的には、「ねりま区報」や清掃リサイクル事業情報紙「ねりまの環」で製品プラスチックや容器包装プラスチックの分別方法の特集を掲載していくことも必要です。



(3) 大型生活用品リサイクル情報掲示板の活用

利用者の拡大および利便向上をめざした掲示板のインターネット化
掲示板のイベントでの周知

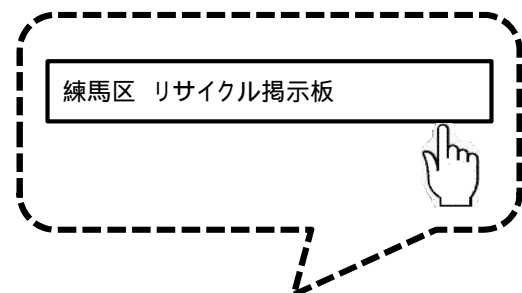
現在、区立施設 15 か所に「大型生活用品リサイクル情報掲示板」を設置しており、この取り組みは、区民相互の再使用への意識を高め、粗大ごみを減少させる効果があります。区は、この掲示板をより利用し易く活発な情報交換が図れるような工夫を施していかなければなりません。しかし、残念ながら平成 23 年度と平成 24 年度を比較すると掲示件数、成立件数ともに減少しています。

より有効な活用のために必要なことは、掲示板のインターネット化です。

現在の利用方法は、葉書で申し込みを受けて品物名やその説明内容を掲示しています。この方法だと対象品のイメージ（色合いや古さなど）がつかみにくく、結果として成立しにくくなっています。また、情報を得るためには指定の区立施設まで出向かないといけません。これらをインターネット化することで、電子メールで受付け、対象品を写真付きで区のホームページに掲載することができます。さらに、区立施設まで出向く必要もなくなり、いつでもほしい情報を得ることができるようになります。また、現在は、掲載スペースに限りがありますが、この問題もなくなり、情報の掲載期間を現在の 2 週間から例えば 1 か月に長くすることも可能となることからより利用者の視点に立った情報提供が図れます。

もう 1 つはイベントを利用した掲示板の普及啓発活動です。

例えば、地域イベントで臨時の掲示板を会場内に設置して、一度に多くの人に大型生活用品リサイクル情報掲示板の存在を周知し、合わせてリサイクル情報の交換をしてもらうことで更なるリユース（再使用）の意識の啓発につながります。



(4) 雑紙(ざつがみ)の資源回収の周知

雑紙(ざつがみ)回収袋の配布による雑紙リサイクルへのきっかけ作り

雑紙は可燃ごみの10%を占めており、モニターアンケートでは、75.9%の人が、「雑紙の出し方を知らない」あるいは「知っているも面倒で可燃ごみに出している」と回答しています。

これらの課題を解決するために、区民が気軽に雑紙リサイクルに取り組めるようなきっかけ作りが必要です。

それは、雑紙を資源回収するための回収袋の配布です。

例えば、ふれあい環境学習に参加した子供たちに回収袋を渡すことで、子供たちが回収袋を家に持ち帰って家族に説明したり、実際に使用したりすることで、雑紙を資源として出せることを周知できます。

さらに、この回収袋にリサイクルできる雑紙の具体例と禁忌品(リサイクルできないもの)の具体例を表示します。加えて封筒や紙袋に入れて出せるという説明を記載することで、正しい雑紙の出し方も周知することができます。

こういったユニークな普及啓発の取り組みを行うことにより、区民の雑紙に対する意識・認識が変わることが期待されます。



(5) 不燃ごみで排出される金属類の回収

「金属類回収日」の設定
金属類のピックアップ回収の実施

金属類は、不燃ごみの 30.0%を占めています。モニターアンケートでは、55.6%の人が金属類を資源化することが望ましいと回答しています。平成 23 年 9 月から不燃ごみとして出されていた小型家電（9 品目）については区立施設で回収ボックスを設置し、回収を開始していますが、今後は不燃ごみの中に含まれている金属類を回収することが必要です。

例えば、現在、不燃ごみは月に 2 回収集していますが、このうちの 1 回を陶器やガラス類の日とし、残りの 1 回を金属類の回収日として、金属類の回収・資源化を進めていくべきです。

しかし、新たな分別変更は一定程度、区民の負担になると考えます。現在の分別方法を変更せずに金属類を回収する方法の検討も必要です。収集した不燃ごみの中から区が金属類を手選別により回収したり、区民が自主的に金属類を区内回収事業者へ直接持込むことなども視野に入れての検討も必要です。

小型家電(9品目)



携帯ゲーム機



デジタルカメラ



携帯電話



卓上計算機

他に、携帯音楽プレーヤー、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、ACアダプターが小型家電(9品目)にあたります。

小型家電(9品目) 以外の金属製品



(6) 古着・古布の回収方法の見直し

回収場所の常設化や回収時間の拡大
集積所での回収開始

現在の回収方法は、7か所の区立施設に週1回または20か所の区立施設に月2回指定されている時間帯に持ち込むこととしています。

しかし、モニターアンケートでは、回収場所まで距離が離れているので多くの量を一回では出し切れない、出せる日時が少ないなど、多くの制約があることが意見として集約されています。

このような意見を踏まえ、いつでも出せる常設の回収場所を設けることや回収時間の拡大などを検討するべきです。その際には、リサイクルセンターや出張所、地区区民館、図書館など地域に偏りが出ないような配慮も必要です。

しかし、最も効果的な回収方法は、集積所で回収することです。家庭からすぐ近くで出せるため区民にとって身近で簡単に利用でき、有効に資源として回収できる方法と言えます。



(7) 集団回収に対する支援の拡大

回収品目・事業者に応じた報奨金制度の見直し

集団回収は、町会・自治会、PTAなどを中心に活動しており、地域における資源回収の重要な活動であり、同時に地域コミュニティの活性化にもつながる取り組みです。また、回収量に応じて報奨金が区から支給されています。

集団回収登録団体は毎年増加しているものの、登録団体に参加している世帯数では区全体の約半数であるため、まだまだ増加する余地は残っています。

区は、町会・自治会、マンション管理組合などに積極的に働きかけることで、地域での世代を超えた交流を深めるとともに登録団体の拡充をはかっていく必要があります。

また、集団回収の実施内容に応じた報奨金制度の見直しも欠かせません。現在は、古紙、古着・古布、びん、缶（アルミ・スチール）のどの品目でも回収量に応じて1kgあたり6円の報奨金が実施団体に支給されていますが、扱う品目数を増やした実施団体には報奨金を増額することなどが必要です。

また、現在、古着・古布の区内回収事業者には1kgあたり6円の報奨金が支給されています。区内回収事業者を支援する視点から、積極的にびんを扱うなど品目数を増やした事業者には報奨金を増額するなど支援の見直しや拡大を検討すべきと考えます。



(8) 事業系ごみの適正排出および発生抑制

排出指導の徹底によるごみの減量化
発生抑制のための取り組み

商店や会社などの事業者は、事業活動から排出されたごみについては自らの責任で適正に処理することが法律で定められています(事業者責任の原則)。自己処理ができない場合には、一般廃棄物の処理業許可業者に委託して処理をすることとなります。また、区では家庭ごみの収集に支障のない範囲で小規模事業者の事業系ごみを収集しており、その際は、排出量に応じて事業系有料ごみ処理券をごみ袋等に貼付してもらい手数料を徴収しています。

区では、事業者の自己処理責任を徹底するため、平成 25 年 10 月 1 日から区が収集できる事業系ごみの排出量を 1 日 1 回 50 kg 未満から 1 日 1 回 30 kg 未満へ引き下げたり、手数料を 1 kg あたり 32.5 円から 36.5 円に引き上げたりしています。

また、リサイクルを推進する観点から、「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」の支援を行っています。

適正な排出を周知するために、事業者に対しても清掃事務所は排出指導を行っています。また排出抑制や有料ごみ処理券の貼付についてより丁寧な周知を徹底していくことで、事業系ごみが適正に排出されることにより、ごみの減量化へつながります。

また、事業者のごみ発生抑制の有効な取り組みとして、例えば、飲食店において小盛りで提供し食べ残しを減らすことや、レジ袋を削減することが考えられます。これらを推進するための仕組みづくりを区民、事業者、区の 3 者で検討することが必要です。

商店街・オフィスリサイクル・ねりま：事業に伴って発生した古紙について、リサイクルルートを持たない商店街・オフィスがリサイクルに参加できる機会を確保することを目的として、オフィス古紙および商店街ダンボールを回収する。



(9) 街区路線回収の改善

集積所との一致をめざした回収場所の増設

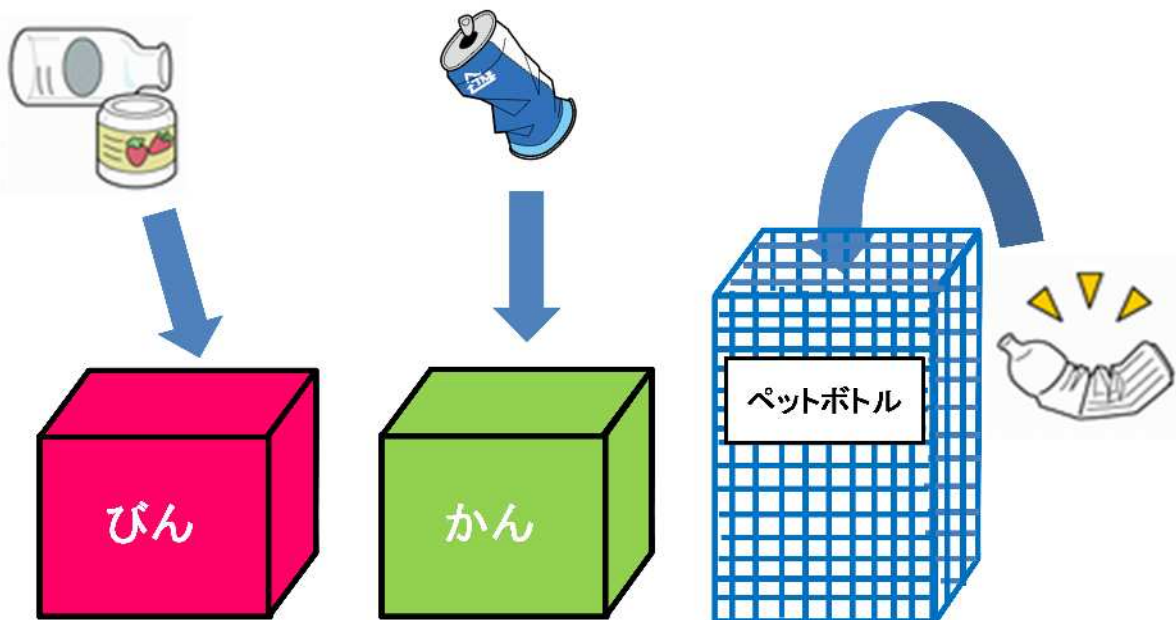
区では、びん・缶、ペットボトルは主に街区路線により回収を行っています。街区路線の回収場所は、平成24年度末12,289か所あります。

可燃・不燃ごみ、古紙、容器包装プラスチックは集積所で収集を行っており、集積所は街区路線回収場所の倍以上の29,581か所あります。

平成24年度調査の結果では、不燃ごみのうち、13.7%がびん・缶、ペットボトルでした。

この現状を踏まえると、街区路線の回収場所が集積所と一致していないことや回収場所に看板等の表示がないことなど、分別収集の内容についてわかり難い点が、区民がびん・缶、ペットボトルを不燃ごみで出している原因の一つと考えられます。また、区民にとって集積所ほど近くに回収場所がないために不燃ごみとして出されてしまっていることも理由として挙げられます。

今後、段階的にでも、集積所と街区路線の回収場所を一致させることが必要です。



おわりに

今日の私たちの生活は、「大量生産、大量消費、大量廃棄」型社会の中で、物が豊かで快適な暮らしを手に入れてきました。しかし、それは限りある資源を大量に消費していることにほかなりません。また、社会環境の変化により近年では、リサイクルの推進に力を入れている自治体も多くみられるようになり、結果として大量リサイクルとなっている構図も見えます。無論、リサイクルを推進する姿勢について否定するものではありませんが、まずは「大量生産、大量消費、大量廃棄」型社会を見つめ直さなければなりません。

真に、環境負荷の少ない循環型社会を形成するためには、大量リサイクルからも脱却し、リデュース（ごみ減量）に取り組む生活スタイルへと見直すべきで、これを社会全体で取り組むことが重要と考えます。

このような状況を踏まえ、本推進会議では、更なるごみ減量に向けた3Rの取り組みについて、様々な視点から議論を重ね、区が取り組むべき9つの提言を行いました。

提言には、現在、区が取り組んでいる施策の見直しや拡充を図るもの、あるいは、資源・ごみの分別方法の変更を伴うような新たな施策となるものがあります。

区は9つの提言について、区民の視点に立ち、短期間のうちに即座に実行するもの、中長期的な展開により実行するものなど、費用対効果も踏まえ十分に検討していくことが必要と考えます。

前期の推進会議では、ごみの減量効果が大きく費用負担の公平化にもつながる有効な制度として、家庭ごみの有料化を導入すべき時期に来ているとしながらも、導入する前にやるべきことが、まだまだたくさんあると答申しています。

区が今回の提言を受け、区民に直接的な経済的負担を強いる前に、可能な限り区民がごみ減量に取り組める具体的な仕組みづくりをしてくれることを望みます。

練馬区循環型社会推進会議

練馬区リサイクル推進条例（平成 11 年 12 月練馬区条例第 55 号）第 21 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

平成 24 年 9 月 20 日

練馬区長 志村 豊志郎

記

更なるごみ減量に向けた 3 R の取り組みについて

理由

区では、平成 23 年 3 月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の規定に基づき、練馬区第 3 次一般廃棄物処理基本計画(平成 23 年度～32 年度)を改定しました。

この計画では、平成 32 年度における区民一人 1 日あたりの収集ごみ量の目標値を、平成 21 年度の 551 g から 15%減量した 470 g としています。

ごみ量の実績値は平成 22 年度は約 546 g、平成 23 年度は約 542g と減少してきましたが、収集ごみ量の減少傾向は鈍化しつつあり、平成 32 年度の目標値を達成するためには、区民一人ひとりが日常生活の中で、より一層の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を実践していくことが不可欠です。

そこで、更なるごみの発生抑制と減量化、資源として再使用・再生利用を進めるための具体的な仕組みづくりについてご審議いただきたく、ここに諮問いたします。

第7期練馬区循環型社会推進会議 委員名簿

(任期：平成24年9月20日～平成26年9月19日)

氏名	性別	推薦団体等	選出部門	備考
山谷修作	男	東洋大学経済学部 教授	学識経験者	会長
庄司元	男	株式会社 環境文明研究所	学識経験者	副会長
杉山涼子	女	富士常葉大学社会環境学部 教授	学識経験者	
市村美香	女	練馬区立野町在住	公募区民	
岩橋栄子	女	練馬区旭町在住	公募区民	
大澤親紀	男	練馬区関町南在住	公募区民	
鈴木収	男	練馬区石神井台在住	公募区民	
武川篤之	男	練馬区南大泉在住	公募区民	
横谷恭子	女	練馬区石神井町在住	公募区民	
高橋司郎	男	練馬区環境清掃推進連絡会	区民代表	
堀内勲	男	練馬区商店街連合会	事業者	
竹石吉孝	男	東京商工会議所 練馬支部	事業者	
市川哲也	男	練馬区リサイクル事業協同組合	再生資源取 扱事業者	
武田誠一郎	男	東京都資源回収事業協同組合 練馬支部	再生資源取 扱事業者	
五十嵐和代	女	東京環境保全協会	廃棄物取扱 事業者	
三沢亘潤	男	教育振興部教育指導課指導主事	教育関係者	平成25年 3月まで
増嶋広曜	男	教育振興部教育指導課指導主事	教育関係者	平成25年 4月から

第 7 期練馬区循環型社会推進会議 審議経過

開催日		内 容
第 1 回	平成 24 年 9 月 20 日	* 諮問「更なるごみ減量に向けた 3 R の取り組みについて」
第 2 回	平成 24 年 11 月 19 日	* 平成 23 年度の練馬区リサイクル推進計画の進捗状況について
第 3 回	平成 25 年 1 月 22 日	* 施設見学 ・東京ペットボトルリサイクル(株) ・バイオエナジー(株)
第 4 回	平成 25 年 3 月 15 日	* 施設見学会の報告について * 諮問事項の審議 ・平成 24 年度練馬区資源・ごみ排出実態調査結果について ・ 3 R の取り組みの現状と課題について
第 5 回	平成 25 年 5 月 27 日	* 諮問事項の審議 ・家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器使用状況等アンケートの結果報告 ・他市区のリサイクル事業の取り組み等について
第 6 回	平成 25 年 7 月 26 日	* 諮問事項の審議 ・諮問事項に関するアンケートのまとめ
第 7 回	平成 25 年 10 月 28 日	* 平成 24 年度の練馬区リサイクル推進計画の進捗状況について * 区政モニターアンケート報告書「清掃・リサイクル事業について」 * 諮問事項の審議
第 8 回	平成 25 年 12 月 16 日	* 諮問事項の審議 ・答申素案(案)について
第 9 回	平成 26 年 3 月 12 日	* 平成 25 年度練馬区資源・ごみ排出実態調査結果について * 諮問事項の審議 ・答申(素案)について
第 10 回	平成 26 年 5 月 12 日	* 諮問事項の審議 ・答申(案)について
第 11 回	平成 26 年 6 月 30 日	* 答申「更なるごみ減量に向けた 3 R の取り組みについて」

更なるごみ減量に向けた3Rの取り組みについて

答 申

発 行：練馬区循環型社会推進会議

事務局：練馬区環境まちづくり事業本部環境部清掃リサイクル課

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

電 話：03-5984-1095

F A X：03-5984-1227

Eメール：seisoukanri@city.nerima.tokyo.jp